

報道資料



平成22年12月28日

「指定管理者制度の運用について」の発出

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、改めて制度の適切な運用に努められるよう、本日付で各都道府県知事、各指定都市市長、各都道府県議会議員、各指定都市議会議員あてに本通知を発出したのでお知らせします。

[別紙 指定管理者制度の運用について](#)

連絡先

自治行政局 行政経営支援室
担 当: 小野寺課長補佐、影山係長
電 話: 03-5253-5519(直通)
FAX: 03-5253-5592
Eメール: gyoukaku@soumu.go.jp